2025年6月9日

各　位

会 社 名　株式会社トーシンホールディングス
代表者名　代表取締役会長兼社長　石田　信文
（コード：9444 東証スタンダード市場）
問合せ先　取締役副社長兼管理部長 旭 萌々子
（TEL. 052－262－1122）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年6月9日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更を2025年7月29日開催予定の当社第39期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．変更の理由

会社運営の柔軟性向上を図る観点から、取締役会の決議により、当該招集権者及び議長を定めることができるようにするため、また、当社の代表者を代表取締役会長及び代表取締役社長の２名体制へ変更することに伴い、現行定款の第14条（招集権者及び議長）、第21条（代表取締役及び役付取締役）並びに第22条（取締役会の招集権者及び議長）の規定の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日	2025年7月29日
定款一部変更の効力発生予定日	2025年7月29日

以　上

（別紙）定款一部変更の内容

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（招集権者及び議長） 第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．当該選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（代表取締役及び役付取締役） 第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者及び議長） 第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．当該選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。